

真実を伝える
組合機関紙

かしな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

日本IBMジョブ型リストラ コロナ便乗止めよ



日本IBMが「パフォーマンススマネジメントの環境」などと称して「あなたの仕事は無くなる」「あなたの働きぶりに問題がある」などの理由をつけ、「今後のキャリアをどうするか」という面談を繰り返して、社外のキャリアへと誘導する事実上の退職勧奨を行っている問題について、組合は2020年12月28日に厚労省内で記者会見を行いました。

JMITU中央本部の三木委員長は「多くの中小企業が雇用を維持しようと努力しているのに、大企業がコロナに乗じてリストラするのは許されない。日本経済を立て直しのためには雇用を守る事が重要だ」と強調しました。

「ジョブ型評価の悪用」
コロナ過による緊急事態宣言でテレワークを推進する企業が増えていますが、ところが、テレワークでは従業員の働きぶりが目に見えなくなるため、査定評価方法の一環として多くの企業で「ジョブ型」評価制度の導入が進んでいます。

職場と地域で共同を広げ、
未来を切り拓こう

21国民春闘総決起集会

安定した雇用、
全国一律最低賃金実現
早期に時給1,500円
大幅な賃上げを!

医療、介護、
福祉、年金、教育の
充実を!

8時間働いて
普通に暮らせる
社会の実現!

消費税は
早急に5%に戻せ!
原発ゼロの実現を!

軍事費削って
コロナ対策を!

長時間過密労働に
つながる
変形労働時間制反対!

コロナ禍だからこそ、労働組合で元気に声をあげよう

大幅賃上げ、全国一律最低賃金制度、 均等待遇、消費税減税、ジェンダー平等

実現しよう。

阻止する、9条改憲、社会保障破壊

参加無料 **1.27 水** なかのZEROホール 開場 18:15 開会 19:00

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

AI 不当労働行為事件	01/28(木)09:50~	都庁第1庁舎南1階集合
定年後再雇用賃金差別裁判	02/04(木)14:30~	東京地裁510号法廷
AI/再雇用不当労働行為事件	03/03(水)09:50~	都庁第1庁舎南1階集合

「ハルマ」
新しい年が始まった。IBMにとって始まるのはNewCoである。しかし、1990年代初期、業績が悪化したIBMは分社化に走った。しかし業績は回復せず、当時のCEOは更迭された。社外から招聘された新CEOは「IBMの競争力の源泉は総合力である」とことを見抜き、IBMを統合し、サービスカンパニーとして復活させた▼クリシュナCEOは「クラウド」を連呼して、重要性を訴えている。だが世界シェアが1桁の下の方で、順位5位6位グループに属する事業である。クリシュナCEOはIBMの競争力の源泉を何だと判断しているのだろうか▼2021年が後世の歴史家から「IBMの終わりの始まりの年」と評価されるれば良いと考えている社員は筆者だけではないと思う。(F)

組合要求が次々実現

TSS部門の緊急呼出当番手当も

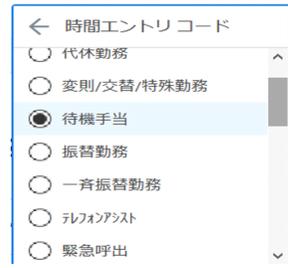
「待機手当」の新設

組合が団体交渉や法廷闘争、社会運動等でねばり強く要求を掲げ活動してきた結果、2020年の成果として次々と要求が実現しています。ここに一部ではありますがその成果をご紹介します。

例えば、TSS部門で長年問題になっていた緊急呼出し当番に対する手当の問題です。深夜・早朝にかなりの頻度で当番を強いられ、24時間の連続勤務が当然のように行われ、手当の新設が強い要求となっていました。

そして、2021年1月1日付で改定された就業規則「正社員給与規程」第29条の2にて、ついに「待機手当」が新設され、当番1回につき2000円の手当を支払うことが盛り込まれました。（上図は申請画面）

ただし、手当額としてはまだまだ低いと、今後は待機手当額の増額が課題となります。



MCCの運用開始

緊急呼出し当番の負担軽減も図られています。2020年3月21日よりマルチ・ベンダー・コンベンション・センター（MCC）が正式運用を開始し、6月17日からは24時間運用が始まりました。MCCとはリモートサポート組織を統合した新部門で、現場のCEの代わりに問題判別や部品手配、アポイントなどを行う組織です。

これまで24時間/365日の保守サービスにおいて、3交代制で対応していたのは障害受付センターと部品センターだけでした。一方で、現場のCEは日常業務の傍ら、早朝・深夜の緊急電話や

サービス残業強要は懲戒

TSS部門では、2時間以内は残業を付けさせない、月の残業時間を20数時間以内に抑えるという悪習が残っています。今でさえ正確な時間で残業申請すると難癖をつけ、承認されないまま放置するなど、不払い残業の問題が頻発しています。

社用車運転は業務時間

CEが社用車を運転して部品や工具等を運搬し、お客様先でサービスを終えた後の帰路での運転時間については、これまで部門内では「勤務時間ではない」と違法なガイドがされてきました。組合は社用車の運転時間を業務時間とするよう要求し、会社は勤務時間として扱うと回答しました。

出産・養育時休暇20日に

1月1日付就業規則の改定では他にも組合要求が実現しています。正社員就業規則「第28条（特別有給休暇）」が改定され、養育時の特別休暇が追加され、20日取得できるようになりました。

改定前は配偶者の出産

のとき3労働日でしたが、改定後は配偶者の出産時または1歳に満たない子を養育するとき20労働日が付与されます。

看護・介護休暇が時間で

組合が取り組んできた社会運動の成果として育児・介護休業法が改正され、育児や介護を行う労働者が子供の看護休暇や介護休暇を柔軟に、時間単位で取得できるよう法律が改正されました。労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できます。

これを受け育児・介護休業法第5条（家族の看護休暇）と、6条（介護休暇）が改定され、家族の看護休暇は、1年につき5労働日に限り、「時間単位」で取得ができるようになりました。

介護休暇は、1年につき対象親族が1人の場合には5労働日、対象親族が2人以上の場合には10労働日に限り、時間単位で取得することができるようになりました。

今春闘をとりまく情勢

たたかえば必ず要求は実現する

コロナ危機の影響により一時帰休の実施や残業の減少などで家計所得が大幅に減少しているうえ、感染防止のさまざまな支出が増加するなど、私たちの生活は厳しくなっています。しかし、会社が大変だと言って要求しなかつたら生活は良くなるどころか雇用もまもられる保障はありません。経営者には労働者の生活をまもる責任があります。

悪化する労働者の生活

コロナ禍のもとで残業がなくなり一時帰休などがひろがっています。あの職場では月の残業時間が約30時間も減り手取り額が4万円以上も減少する労働者が多数です。皆さんの賃金も同じで深



刻な状況ではないでしょうか。

さらに家庭内の収入に目を向ければパートタイムなど時間給で働く人たちはシフトを減らされ、また、子供の一斉休校などに対応するための休暇などで、大きな収入減が生まれていることは明らかです。

変化した働き方

コロナ禍のなか、政府や経営者による掛け声により「テレワーク」や「在宅勤務」が事務職労働者を中心に一定の職場でひろがっています。労働時間が自己管理させらるなど働き方が変化しています。

また、「コロナ禍」で外出自粛等が求められ、人間らしい生活から遠ざけられています。感染拡大を防止しながら人間らしい生活を回復する新型コロナ

今だからこそ要求する

コロナ禍の影響により業種によってばらつきはあるものの、一定の職場では仕事が大きく減少するなど企業経営に不安が生まれています。労働者の生活はきびしさを増すなか景気の後退で賃上げ抑制攻撃が強まり同時にリストラや倒産の危機があります。要求を強め、それらを跳ね返さなくてはなりません。

また「コロナ禍」で外出自粛等が求められ、人間らしい生活から遠ざけられています。感染拡大を防止しながら人間らしい生活を回復する新型コロナ

運動で要求は前進する

コロナ禍のなか、中小企業と地域経済をまもる運動のひろまりによって、業績悪化した中小・零細企業を助成する「雇用調整助成金制度」の期限を昨年末まで延長させ、さ

らに延長する考えを政府に示せました。

大阪維新の会が推進した大阪府を解体し、権限も財源も大阪府に吸い上げ、市民生活をまもる施策を削減する「大阪都構想」も多くの市民の反対によって否決されました。どちらも要求する人々の運動によって前進を勝ち取ったものであり、運動を強めれば必ず要求は前進します。

また、経営者は労働者の状態が見えないとして、表面上の「成果」で、労働者

組合なんでも相談窓口			
事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	712-5175
本社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
大宮西	GTS. TSS. クロスエアデリバリー	佐久間康晴	209-8019
名古屋	GTS. 中部第二SOLサービス	板倉 浩	205-2205
大阪	GTS. TSS. Sol&DeIPRJ推進	河本 公彦	205-5204
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
注)上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)		
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503		
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		